

令和元年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和元年9月2日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 2号 | 平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について |
| 第 5 | 承認第 4号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 6 | 承認第 5号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 7 | 承認第 6号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について |
| 第 8 | 議案第 37号 | 平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について |
| 第 9 | 議案第 38号 | 平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について |
| 第10 | 議案第 39号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議案第 40号 | 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について |
| 第12 | 議案第 41号 | 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について |
| 第13 | 議案第 42号 | 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について |
| 第14 | 議案第 43号 | 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第15 | 議案第 44号 | 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 第16 | 議案第 45号 | 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 第 1 7 議案第 4 6 号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 第 1 8 議案第 4 7 号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 4 8 号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 4 9 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 2 1 議案第 5 0 号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 2 2 議案第 5 1 号 財産の無償譲渡について
- 第 2 3 議案第 5 2 号 松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負
変更契約締結について
- 第 2 4 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 5 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 第 2 6 陳情第 2 号 所得税法第 5 6 条の見直しを求める意見書採択について
- 第 2 7 議員派遣の件

2 会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
(町長招集あいさつ)
- 第 4 報告第 2 号 平成 3 0 年度永平寺町財政健全化判断比率の報告につい
て
- 第 5 承認第 4 号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 6 承認第 5 号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認
について
- 第 7 承認第 6 号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について

- 第 8 議案第 37 号 平成 30 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定
について
- 第 9 議案第 38 号 平成 30 年度永平寺町上水道事業会計の剰余金及び決算
認定について
- 第 10 議案第 39 号 令和元年度永平寺町一般会計予算について
- 第 11 議案第 40 号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 12 議案第 41 号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算
について
- 第 13 議案第 42 号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 14 議案第 43 号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整
理に関する条例の制定について
- 第 15 議案第 44 号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の制定について
- 第 16 議案第 45 号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 17 議案第 46 号 永平寺町松岡福祉総合センター条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 18 議案第 47 号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 48 号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 49 号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第 21 議案第 50 号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第 22 議案第 51 号 財産の無償譲渡について
- 第 23 議案第 52 号 松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負
変更契約締結について
- 第 24 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 25 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

第26 陳情第 2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書採択について
第27 議員派遣の件

追加日程第 1 発委第 1号

第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）平成30年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育 長 室秀典君
- 消防 長 朝日光彦君
- 総務課 長 平林竜一君
- 財政課 長 川上昇司君

総合政策課長	歸山英孝君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	清水昭博君
住民生活課長	佐々木利夫君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	森近秀之君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	原武史君
上志比支所長	山田孝明君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	坂ノ上恵美君
書記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時15分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る8月22日、町長より令和元年第3回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより令和元年第3回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、酒井和美君、12番、酒井秀和君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、9月2日から10月30日までの59日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、9月2日から10月30日までの59日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほど、お願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 令和元年第3回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

暦の上では立秋が過ぎ、朝夕も過ごしやすい季節となりました。水田の稲穂も色づき、収穫の季節を迎えていますが、まだまだ厳しい暑さが続いております。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと、心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る7月27日、福井県立大学講堂にて、「禅からZENへ 令和の新しいまちづくりを考える」と題して、シンポジウムを開催いたしました。東京大学名誉教授で国土計画協会会長の伊藤滋先生をお招きし、特別講演をいただきました。

また、その後のパネルディスカッションでは、福井県立大学の進士五十八学長、大本山永平寺監院の小林昌道老師、福井県経営者協会の前田征利会長と私で、ZENを生かしたまちづくりについて話し合いを行いました。会場定員を上回る皆様にお越しいただき、まことにありがとうございます。シンポジウムでいただいたご意見を踏まえ、今後のまちづくりの方向性を議論してまいりたいと考えております。

次に、8月1日より、町立在宅訪問診療所の診療を開始しております。指定管理者の福井大学からは診療所運営でのトラブル報告もなく、安全に外来診療や訪問診療が行われております。訪問診療においては、11名の方から相談を受け、患者さんの状況に合った診療体制を進めているところでございます。

まずは町民との信頼関係を築いていただき、訪問看護、訪問薬剤管理や訪問介護などを見据え、今後も関係機関の皆様と連携を一層高め、地域の元気と活力を

つくり出す、安心のよりどころとなるように取り組んでまいります。

また、8月24日に、夏の終わりを告げる風物詩として親しまれています九頭竜フェスティバル・大燈籠ながしが開催されました。昨年から土曜日に開催しており、ツアーバスでの来場者も昨年度より増加しております。参加しやすいイベントとして定着してきているものと考えております。

次に、今回の補正予算でもお願いしておりますが、M a a Sの取り組みの一環として、志比北地区及び鳴鹿山鹿地区において、コミュニティバスにかわる新たな移動手段の確保を目指し、デマンド型交通の試走準備を進めているところでございます。地域住民みずからがドライバーを担い、地域の交通弱者の移動手段を確保する自家用有償旅客運送制度を活用するものであります。各集落の意見聴取ではさまざまなご要望やご意見をいただいております、利用しやすい移動手段となるよう関係機関と検討を進めているところでございます。

この取り組みは、今後も永平寺町M a a S会議におきましてテーマの一つとして取り上げ、さまざまな業種の方と意見交換を行う予定でございます。

次に、農林事業におきましては、現在、嶺北山間地方に拡大している豚コレラですが、本町において調査捕獲の3頭について、感染は確認されませんでした。

しかし、越前市の養豚場に甚大な被害が発生しており、これを受け、県は野生のイノシシの捕獲強化を図るため、有害捕獲補助金の上乗せ補助予算を準備したことから、本町においてもイノシシ捕獲の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、近年、豪雨災害により農業用ため池の管理及び保全に関する法改正があり、本町においても、ため池の管理者に対する説明会を初め、昨年度作成したため池ハザードマップを町民の皆様に配布し、農業施設からの被災抑制に努めたいと考えております。

さらには、先月購入した森林調査用のドローンを活用し、早速、森林の整備状況や森林の被災状況調査を実施するとともに、今後の対策に役立ててまいりたいと考えております。

次に、中学校部活動の活躍についてご報告いたします。

運動部では、松岡中学校の男子バスケットボール部、永平寺中学校からは個人戦で相撲競技と卓球競技が、福井県代表として北信越中学校総合競技大会に出場いたしました。

また、文化部では、松岡中学校吹奏楽部と上志比中学校吹奏楽部が北陸吹奏楽

コンクールに出場し、上志比中学校は東日本吹奏楽大会の出場権を獲得いたしました。

学校部活動以外でも、上志比中学校の島崎結加さんが、なぎなたの全国中学生大会において優勝という成績をおさめられております。

さらに、全日本中学女子軟式野球大会におきまして、上志比中学校の嶋田楓花さんと松岡中学校の藤田奈那さんが出場しており、42チーム中第3位の優秀な成績をおさめられました。

次に、今年度と来年度で今後の小中学校のあり方を検討する学校適正配置につきましては、児童生徒、児童生徒の保護者、高校生、幼稚園・幼稚園児の保護者、一般市民から広く意見をいただくためのアンケート調査とその集計・分析業務、また、今年度開催予定の検討委員会の資料作成等に係る委託料を計上させていただいたところでございます。

次に、良好な自然環境の中で無理のない持久運動をすることにより、楽しみながら気候療法を学び、地域への愛着と環境意識を高めるとともに、病気の予防や健康増進を目指すため、福井大学地域環境研究教育センター及び福井県気候療法士会と連携しながら気候療法体験事業を推進してまいります。9月23日には、九頭竜川河川敷で気候療法の体験イベントを予定しております。

次に、禅文化と地域資源を生かした交流体験事業の一環として、9月7日に、親子で感じるまつおか小さな歴史散策を実施予定であります。松岡藩の名残や古墳群など、松岡地区に集積する歴史、文化を散策し、その魅力を体験していただくプログラムとなっております。

同じく10月14日には、北海道大学名誉教授の阿岸祐幸先生とほか2名の講師を招いた講演会と、体験事業として、吉峰寺の徹通坂をコースにして気候療法を実施いたします。

次に、マイナンバーカード普及促進事業についてでございます。

改正健康保険法等が成立したことにより、令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用可能となることを受け、役場窓口で写真撮影を行うなど申請手続を簡素化することで、さらなる普及促進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、平成30年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、実質公債費比率等の5つの財政指

標について報告させていただくものです。

次に、平成30年度一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会に決算の認定をお願いするものであります。

次に、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分承認につきましては、6月20日に発生しました工場火災において損傷しました広域イントラケーブルの修繕や、消火活動で損傷しました消防ホースの購入費用につきまして、早期の復旧及び整備する必要があることから専決処分させていただいたため、議会の承認を求めるものでございます。

また、2つの幼稚園で空調設備が故障し、早急に復旧する必要があるため、専決処分とさせていただいたため、議会の承認を求めるものでございます。

また、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認につきましては、公用車による物損事故について、相手方と損害賠償の額について示談が成立したことに伴うものであり、7月18日に専決処分させていただいたため、議会の承認を求めるものでございます。

次に、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の主なものについて説明いたします。

総務費においては、志比北地区で新たな地域交通の構築を目指し、デマンド型交通の試走や、高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の設置費用の一部助成と、上志比支所の新築に係る費用などを計上しております。

農林水産業費では、中山間地域や耕作条件の不利な区画での作業受託等を支援するため、補助金を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は1億5,736万1,000円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入につきましては、国・県補助金、地域福祉基金繰入金、合併特例債などにより措置しております。

介護保険特別会計補正予算につきましては、歳出で、平成30年度介護給付費の精算により交付額の超過が発生しましたので、その返還分1,966万1,000円を計上しております。

農業集落排水事業特別会計では、吉野集落センター建設に伴う公共ます設置工事費を計上しております。

次に、永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、経年劣化による右岸

排水ポンプ遠方監視制御装置の更新に係る費用を計上しております。

次に、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定の外7件の条例改正と、財産の無償譲渡、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事及び永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、いずれも上程の都度ご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 報告第2号 平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、報告第2号、平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、報告を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告につきましては、法律の規定に基づき、実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成30年度決算における本町の状況は、健全な団体として、いずれも国が定める基準以内となっております。

以上、ご報告いたします。

今後も積極的に行財政改革を進め、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） ただいま上程いただきました報告第2号、平成30年度永平寺町財政健全化判断比率の報告について、ご報告をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

平成30年度永平寺町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定

により、監査委員の意見を付して議会へ報告をするものでございます。

永平寺町財政健全化判断比率等につきましては、財政健全化法に規定された基準比率に応じて、自治体の財政健全化度合いを5つの指標を用いてあらわされるものであります。本町の指標は、本年も、国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2つの段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標についてご説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、一般会計、特別会計、企業会計、いずれも黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものであります。本町におきましては、地方債の借り入れの返済金並びに一部事務組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計への繰出金等が対象となります。また、実質公債費比率は、平成28年度から平成30年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成30年度の実質公債費比率は7.9%となり、昨年の8.5%と比較しますと0.6ポイント下がっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性がある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の起債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成30年度の将来負担比率は16.6%となり、昨年の22.1%と比較しますと5.5ポイント下がっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道事業会計や下水道事業会計などの実質

収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月8日に実施されました平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見について、監査委員より提出されたものであります。

以上、平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号、平成30年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第5 承認第4号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第5号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、承認第4号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第6、承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第4号及び承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての提案理由のご説明を申し上げます。

まず、承認第4号につきましては、松岡石舟地区で発生した工場火災で損傷しました広域イントラケーブルの修繕及び消火活動で損傷しました消防ホースの購入費で、補正予算総額は140万円でございます。

次に、承認第5号につきましては、幼稚園の空調設備が故障したため、その整備費として220万円、中学校の部活動において優秀な成績をおさめ、北信越大会等に出場することになったことから、その費用の一部を助成するための費用31万円で、補正予算総額は253万円でございます。

歳入におきましては、それぞれ財源を前年度繰越金としております。

なお、承認第4号は令和元年6月27日に、承認第5号は令和元年8月5日にそれぞれ専決させていただいたものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第4号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分についての補足説明をさせていただきます。

この承認第4号の補正予算につきましては令和元年6月27日付で、また承認第5号の補正予算につきましては令和元年8月5日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づきそれぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

まず、承認第4号の補正予算につきましてご説明いたします。

議案書の8ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,522万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、9ページから10ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出では、本年6月に発生しました松岡石舟地区の火災に関するもので、上段の款2総務費、目5企画費は、火災により損傷しました広域イントラネットのケーブルの修繕費を61万6,000円、下段の款9消防費、目1常備消防費及び目2非常備消防費は、消火活動におきまして常備消防及び非常備消防も消防ホースに損傷がありましたので、消防ホースを新たに購入する費用78万4,000円でございます。

1枚前の13ページをお願いします。

歳入では、目1繰越金140万円とさせていただきます。

次に、承認第5号の補正予算につきましては、議案書の18ページをお願いい

たします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,775万9,000円とお願いするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、19ページから20ページにかけましての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

24ページをお願いいたします。

歳出では、上段の款3民生費、目4児童福祉施設費は、町内2幼稚園におきましてエアコン設備が故障し、その改修工事費に222万円を、下段の款10教育費、目2教育振興費は、町内の3中学校の生徒が県大会において優秀な成績をおさめたことにより北信越大会等に出場する費用の一部助成31万円でございます。

23ページをお願いいたします。

歳入では、目1繰越金253万円としております。

以上、承認第4号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について及び承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 承認第4号から承認第5号の2件について、1件ごとに行います。

質疑、討論を行い、採決します。

日程第5、承認第4号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 確認ですけど、確かに火災で、いわゆる損傷を負ったケーブルの修繕ですが、その火元からの補償はないにしても、いわゆる火災という災害による損傷の場合は、その当事者が入っている保険の適用は受けられないのか。その確認だけはしたい。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどの保険のお話でございますが、担当部局とも保険

会社との打ち合わせ、確認をさせていただきましたんですが、補助対象にはならないということでご了解をいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 火災というのは災害ですよ。だから火元が、周辺なんかは罹災した場合なんかはその保障する義務はないというのはよくわかってるんですが、火災という災害による我が家の損傷ということになれば、それは適用がされないというんでなしに、逆に言うと、どういうときに適用されて、どういうときに適用されないのかが余りよくわかってないんですね。火災による被災ということになれば、それは保険の対象にならないというのは、普通、おかしいという疑問だと思うんですけど。私はそう思うんです。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 私どもの保険でございますが、建物とかについては入ってございますが、今言うケーブルの線とかそういう資材については保険対象外ということでございましたので、入ってないということでございましたので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何回も申し上げるんですけど、余りよくわからないんですけど。

例えばですよ、以前は、you me パークなどの照明設備、これなんかも雷を受けて故障したということで、それは保険の対象になったはずですね。ところが、張られてる線については、やっぱり町の財産じゃないんですか。それを、例えば雷なんかでやられた場合は、これもやっぱり保険の対象にはならないということなんですか。どうもそこが腑に落ちないというのが私の本音なんです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 公共施設のそういう建物関係の火災保険につきましては、今、財政課長申しましたように、建物と、あるいはその施設にある備品関係、建物の中のいわゆる備品関係、そういったものについては火災保険の保険の加入をしておりますけれども、今回のケーブルテレビのそういうケーブル線につきましては、火災保険の加入枠に入っていなかったということで、今後、そういったことも想定する中でケーブル線の火災保険等の加入等も当然必要な部分になっているというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

(午前 11時05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの答弁がございました総務課のほうより発言の修正を求められておりますので。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 先ほど、私の答弁の中でケーブルテレビの線という発言がございましたけれども、広域イントラの線でございますので、訂正させていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第5号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第7 承認第6号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第7、承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

この事件につきましては、令和元年7月18日に専決処分いたしましたので、地方自治法の規定により議会の承認をお願いするものです。

概要といたしましては、公用車による物損事故について、相手方との示談が成立したことに伴い、損害賠償の額を専決処分したものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、総務課よりご説明いたします。

議案書の25ページをお願いいたします。

この事件につきましては、地方自治法第96条第1項第12号に規定します和解について、7月17日付で相手方と示談が成立したことから、同項第13号に規定します損害賠償の額を定め、早急に損害賠償金を支払う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により7月18日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容でございますが、議案書の26ページをお願いいたします。

事故発生日は令和元年6月28日でございます。

事故発生場所は福井市西方1丁目1-1、県道5号交差点でございます。

事故の概要ですが、職員が公務のため公用車を運転中、県道5号交差点におきまして、福井市の男性の運転する乗用車に追突し、相手方の車両に損害を与えたものでございます。

事故の種別は物損事故で、損害賠償の額は19万5,085円でございます。

なお、損害賠償金につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険の適用となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 議案第37号 平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、議案第37号、平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第37号、平成30年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第233条の規定に基づきまして決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けた後、監査委員の意見を付しまして議会に提出し、認定をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第9 議案第38号 平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金及び決算認定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、議案第38号、平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定についての件を議題とします。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第38号、平成30年度永平寺町上水道事業会計の剰余金処分及び決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方公営企業法の規定に基づき決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、監査委員の意見を付し議会に提出し、剰余金処分の議決及び決算の認定をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第39号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第11 議案第40号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第12 議案第41号 令和元年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第13 議案第42号 令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第13、議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第42号、令和元年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第39号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、志比北地区で新たな地域交通の思想を行うデマンド型交通支援事業や、高齢者の自動車操作ミスを防ぐため、ブレーキの踏み間違い防止装置に対する費用の一部助成、上志比支所建築工事に係る費用を計上しております。

民生費では、障がい者やその家族の支援としまして、町内での重度心身障がい児福祉サービス事業所の整備に対し支援を行うための費用を計上しております。

農林水産業費では、中山間地域での農作業受委託を支援するための補助金を計上しております。

教育費では、小中学校適正配置検討のため、関係各位からのアンケート調査及び分析、資料作成等の業務委託費、また、急遽、改修工事が必要となった小学校の改修工事費等を計上しております。

これにより、一般会計補正予算の総額は1億5,736万1,000円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、国・県支出金、町債等により措置をしております。

次に、議案第40号、永平寺町介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

平成30年度介護給付費の精算による国庫支出金等の返還金を計上しております。

次に、議案第41号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

松岡地区の農業集落排水区域において、吉野集落センター建設による公共ます設置工事費を計上しております。

次に、議案第42号、永平寺町上水道事業会計補正予算について申し上げます。

経年劣化により動作不良となった右岸配水ポンプ場遠方監視制御装置の更新工事の費用等をお願いするものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第14 議案第43号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第14、議案第43号、消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う永平寺町禅の里笑来ほか21の公共施設に係る条例に規定する使用料等の額を改定するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第15 議案第44号 永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について～

- 議長（江守 勲君） 次に、日程第15、議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第44号、永平寺町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該案件は、非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、新たに条例を制定するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第16 議案第45号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

- 議長（江守 勲君） 次に、日程第16、議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第45号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う印鑑登録証明事務

処理要領の一部改正についての通知に基づき、印鑑の登録、証明についても旧姓を併記することが可能となるため、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第17 議案第46号 永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第17、議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第46号、永平寺町松岡福祉総合センター条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町松岡福祉総合センター条例では、消費税の改定に伴う入浴料金等センター使用料の改定を行うほか、永平寺町やすらぎの郷の施設分離工事による施設配置の適正化、譲渡にあわせて、5つの規定の整理を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第18 議案第47号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第18、議案第47号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第47号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年10月から、幼児教育無償化により、3歳児以上の全ての児童及びゼロ歳児から2歳児の非課税世帯の児童の保育料等、保護者負担分が無償になります。保育の必要性がある児童と町が認定をすることにより、無償化の対象施設は、私立幼稚園や認可外児童施設も含まれることになるため、対象児童の無償化分を町が給付するよう、条例の一部改正をお願いするものです。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第48号 永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第19、議案第48号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第48号、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

改正内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、永平寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第20 議案第49号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第20、議案第49号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第49号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

改正内容は、消防法令に関する重大違反のある建物について、内容を利用者へ

公表することを新たに定めるものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第50号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第21、議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第50号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案のご説明を申し上げます。

改正内容は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることにより、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議案第51号 財産の無償譲渡について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第22、議案第51号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第51号、財産の無償譲渡についての提案理由の説明を申し上げます。

今回、対象となる施設は、譲渡の相手方が、従来から事務所や地域福祉推進の拠点として活用しています。譲渡することにより、社会福祉活動の強化と維持管理の適正化が確保されるとともに、良好なコミュニティのもとで住民の連携意識の醸成と自治意識の高揚に効果的であることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 中村君。

○3番（中村勘太郎君） 済みません。議案書の……。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時23分 休憩）

（午後 1時27分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第23 議案第52号 松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負変更契約締結について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第23、議案第52号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負変更契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負変更契約締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、平成30年8月1日に、当初、請負契約の議決をいただきました当該工事につきまして変更契約を締結したく、永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課より説明いたします。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、補足説明いたします。

議案書212ページをごらんください。

ただいま町長からもありましたように、条例の規定に基づき、工事の変更契約の議決を求めるものでございます。

工事名は、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事。

当初、変更前の契約金額は1億9,944万3,340円、変更後の契約2億1,165万5,160円。変更増が1,221万1,820円でございます。

変更の内容といたしましては、外壁補修のために塗装を剥がしましたところ、

クラックやモルタルの浮きが見られたことによる処理、また、トイレの仕切り壁がコンクリートブロックづくりであったということによる、軽量鉄骨による補強等々の増額対象項目及び減額対象項目延べ110項目につきまして協議した結果、差し引き1,221万1,820円の増額となったものでございます。

契約の相手方は、福井県福井市田原1丁目3番9号、株式会社竹野組、代表取締役、竹内伸一でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第52号、松岡小学校北校舎棟・渡り廊下棟大規模改修工事の請負変更契約締結についての件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決することに決しました。

～日程第24 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第24、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任者を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、総務課よりご説明いたします。

議案書の213ページをお願いいたします。

人権擁護委員法に基づき法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たり、町長が人権擁護委員の候補者を選定し、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦する必要があることから、議会の意見を求めるものでございます。

推薦する候補者の氏名は、酒井豊和氏。住所、永平寺町浅見第35号12番地。生年月日、昭和31年1月31日でございます。

略歴は、議案書214ページに記載のとおりでございます。

酒井氏は、長きにわたり福井地方検察庁に勤務され、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、積極的な人権擁護活動を行っていただけの方でございます。よって、人権擁護委員として適任であることから、酒井氏を推薦するものでございます。

なお、任期は3年でございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、酒井豊和君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、酒井豊和君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時35分 休憩）

（午後 1時35分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第25 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

～日程第26 陳情第2号 所得税法第56条の見直しを求める意見書採択について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第25、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について及び日程第26、陳情第2号、所得税法第56条の見直しを求める意見書採択についての2件を一括議題とします。

この陳情書は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号及び陳情第2号を陳情文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第27 議員派遣の件～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時38分 休憩)

(午後 1時39分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま行財政改革特別委員長から、発委第1号、第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）平成30年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出についての1件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第1号 第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）平成30年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出について～

○議長（江守 勲君） 次に、追加日程第1、発委第1号、第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）平成30年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君）

発委第1号

第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）

平成30年度進捗状況 審査結果 申し入れ事項の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条第3項の規定によって提出します。

令和元年9月2日

永平寺町議会議長 江 守 勲 様

提出者 行財政改革特別委員会

委員長 川 崎 直 文

第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）

平成30年度進捗状況 審査結果 申し入れ事項

1. 地区振興協議会を中心とした住民自治の推進については、地区振興協議会が設立されていない地区の意向を聞き、課題を明確にするるとともに庁内での方向性を明確にし、設立に関連する庁内各課、地域の強力な連携のもと進められたい。
2. 積極的な情報発信については、SNSの機能を積極的に使用し、有効で質の高い情報発信に努められたい。
3. 定員管理適正化計画に基づく適正な人員配置については、事務事業の見直しを進めるとともに、今後の行政需要を見込んだ業務量を捉えた定員管理適正化計画とされたい。
4. 地域包括ケアシステムの構築については、第7期介護保険事業計画・老人福祉計画に基づき、より積極的に地域やボランティア組織との連携・支援で事業を展開されたい。
事業展開で課題を捉え、第8期介護保険事業計画・老人福祉計画を策定されたい。
5. 物件費の削減を図るについては、物品共同購入や光熱水費の節約は継続しつつ、IoT等の導入により目標を達成されたい。
6. ふるさと納税制度を活用した財源確保については、寄付者のニーズに合った返礼品の構成、インターネットを通じた納税の簡便化など改善に向けた取組みにより納税額の目標を達成されたい。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、提案理由の説明を求めます。

10番、川崎君。

○行財政改革特別委員長（川崎直文君） 行財政改革特別委員会委員長の川崎です。

第3次行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）の平成30年度の進捗

状況審査結果申し入れ事項の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

平成30年度実施計画の進捗状況の審査対象となる主要取り組み事項44件の中から選択しました20件について、行財政改革特別委員会で質疑及び審査を行い、この審査結果を議会の申し入れ事項として提出するものです。

内容については、皆様に配付のとおり、審査結果の進捗、審査の結果から、議会として6項目の申し入れ事項といたしました。

第3次行財政改革大綱実施計画の目標達成のため、この申し入れ事項を積極的に反映することを望みます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第1号、第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画（平成28～32年度）平成30年度進捗状況審査結果申し入れ事項の提出についての件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

ここで、町長より発言を求められています。

発言を許可します。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいまは、第3次永平寺町行財政改革大綱実施計画の平成30年度の進捗を、議会、そして行財政改革特別委員会で審査をいただき、申し入れをいただきました。

この計画に基づき、これからまた進めてまいりますし、来年の政策、またそれ

以降の政策にどう結びつけていくか、この行財政改革特別委員会のほうでしっかり報告しながら、またご意見をいただきながら、また行政の状況を説明させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、これからのさらなるご指導をよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時47分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、あす9月3日から9月8日までを休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、あす9月3日から9月8日までを休会とします。

9月9日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 1時48分 散会）